

船橋市個人情報取扱事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定めるもののほか、市の機関(市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)が行う法第2条第1項に規定する個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び番号法の例による。

(総括個人情報管理責任者)

第3条 総務部担任副市長を総括個人情報管理責任者とする。

2 総括個人情報管理責任者は、個人情報の統一的な管理に必要な連絡調整を行うとともに、個人情報保護事務を総括的に指揮監督するものとする。

(個人情報管理責任者等)

第4条 課等（船橋市文書管理規則（平成14年船橋市規則第49号）第2条第1号に規定する課、船橋市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和40年船橋市条例第14号）第3条の表に掲げる消防署、船橋市消防局の組織等に関する規則（平成4年船橋市規則第85号）第2条の表に掲げる課、船橋市病院局事務分掌規程（平成21年船橋市病院事業管理規程第8号）第2条第5項に規定する課、船橋市教育委員会組織規則（平成4年船橋市教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。）第9条第1項に規定する課、組織規則別表第1に規定する教育機関、船橋市立小学校設置条例（昭和39年船橋市条例第19号）第2条に規定する小学校、船橋市立中学校設置条例（昭和39年船橋市条例第20号）第2条に規定する中学校、船橋市立高等学校設置条例（昭和39年船橋市条例第21号）第2条第1項に規定する高等学校、船橋市立特別支援学校設置条例（昭和54年船橋市条例第16号）第2条第1項に規定する特別支援学校、選挙管理委員会事務局、公平委員会の庶務を所管する課、監査委員事務局、農業委員会事務局及び固定資産評価審査委員会の庶務を所管する課をいう。以下同じ。）に個人情報管理責任者を置き、当該課等の長をもって充てる。

2 個人情報管理責任者は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 個人情報の適切な管理並びに所属の職員及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第26条第

1項に規定する労働者派遣契約に基づき派遣された派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）の指揮監督に関すること。

(2) 個人情報の保有の制限、委託に伴う措置、指定管理者の指定に伴う措置、利用及び提供の制限並びに個人情報ファイル簿の届出の状況の把握に関すること。

(3) その他個人情報の保護に関すること。

3 個人情報管理責任者は、特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定するものとする。

4 個人情報管理責任者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定するものとする。

5 課等及び第三種事業所等（船橋市事業所事務分掌規則（平成3年船橋市規則第10号）別表に掲げる第三種の事業所、船橋市消防署の組織等に関する規程（平成4年船橋市消防局訓令第4号）別表に掲げる分署及び出張所、組織規則第9条の2に規定する事業所及び組織規則別表第2に規定する教育機関をいう。以下同じ。）に個人情報管理主任を置き、課等の長を補佐する職にある者及び第三種事業所等の長をもって充てる。ただし、個人情報管理責任者が必要があると認めるときは、他の職にある者を個人情報管理主任として指名することができる。

6 個人情報管理主任は、課等及び第三種事業所等における個人情報を適切に管理するため、個人情報管理責任者を補佐するものとする。

（個人情報の適切な管理のための委員会）

第5条 総括個人情報管理責任者は、個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする船橋市個人情報管理委員会を設け、定期に又は随時に開催する。

2 船橋市個人情報管理委員会は、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等に対し、船橋市個人情報管理委員会への参加を求めるものとする。

（研修）

第6条 総括個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 総括個人情報管理責任者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括個人情報管理責任者は、個人情報管理責任者及び個人情報管理主任に対し、課等及び第三種事

業所等の現場における個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的に行うものとする。

- 4 個人情報管理責任者は、所属職員に対し、個人情報の適切な管理のために、総括個人情報管理責任者の実施する研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務上の目的以外の個人情報の取扱いの制限)

第7条 職員は、業務上の目的以外の目的で個人情報を取り扱ってはならない。

(アクセス制限)

第8条 個人情報管理責任者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、個人情報にアクセスしてはならない。

- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限に限るものとする。

(複製等の制限)

第9条 個人情報管理責任者は、職員が業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定するものとする。

- (1) 個人情報の複製
- (2) 個人情報の送信
- (3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第10条 職員は、個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報管理責任者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第11条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

- 2 職員は、個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 個人情報管理責任者は、個人情報を記録した公文書を保管した保管庫等の鍵等を適切に管理するも

のとする。

(誤送付等の防止)

第12条 職員は、個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄等)

第13条 職員は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報管理責任者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

2 個人情報の消去又は個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去若しくは廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去若しくは廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去又は廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(個人情報の取扱状況の記録)

第14条 個人情報管理責任者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(外的環境の把握)

第15条 個人情報管理責任者は、個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(アクセス制御)

第16条 個人情報管理責任者は、個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下第27条を除き、第30条までにおいて同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理責任者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（当該定めは定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第17条 個人情報管理責任者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録

を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理責任者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第18条 個人情報管理責任者は、個人情報の秘匿性等その内容及び量に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、アクセス記録の定期的確認及び職員に対する周知等の必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第19条 個人情報管理責任者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第20条 個人情報管理責任者は、個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第21条 個人情報管理責任者は、不正プログラムによる個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

(情報システムにおける個人情報の処理)

第22条 職員は、個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 個人情報管理責任者は、前項の場合において、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第23条 個人情報管理責任者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、前項に規定する措置を踏まえ、その処理する個人情報について、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第24条 個人情報管理責任者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報の漏えい等の

防止のため、モバイル端末、外部記憶媒体等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末の限定）

第25条 個人情報管理責任者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末の盗難防止等）

第26条 個人情報管理責任者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、個人情報管理責任者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）

第27条 職員は、端末の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）

第28条 職員は、情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うものとする。

（バックアップ）

第29条 個人情報管理責任者は、個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）

第30条 個人情報管理責任者は、個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

（入退管理）

第31条 個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）を所管する所属長（以下「情報システム室等所管所属長」という。）は、情報システム室等に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理責任者は、個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においては、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

3 情報システム室等所管所属長は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

4 情報システム室等所管所属長は、情報システム室等の入退の管理について、個人情報管理責任者は、保管施設の入退の管理について、それぞれ必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（当該定めは定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室等の管理）

第32条 情報システム室等所管所属長は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 情報システム室等所管所属長は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

（保有個人情報の提供）

第33条 個人情報管理責任者（船橋市病院局事務分掌規程第2条第5項に規定する課の長を除く。次項及び第3項において同じ。）は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

2 個人情報管理責任者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 個人情報管理責任者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

4 個人情報管理責任者は、個人情報を提供する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

（委託、指定管理者の指定等に伴う措置）

第34条 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報管理責任者は、契約書に、次の各号に掲げる事項のうち必要なものを明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

(2) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合も含む。この項及び第6項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の安全管理措置に関する事項

(5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(8) 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

3 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲を、委託する業務内容に照らして必要最小限に限るものとする。

4 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

5 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、原則として、少なくとも年1回以上、実地検査により確認するものとする。

6 個人情報管理責任者は、委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

7 個人情報管理責任者は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、当該管理に関する協定

書に、次の各号に掲げる事項のうち必要なものを明記するとともに、指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- (2) 委託（委託先が指定管理者の子会社である場合も含む。この項及び第9項において同じ。）の制限又は事前承認等委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の安全管理措置に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 管理業務終了後における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (8) 協定内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び管理業務における個人情報の取扱い状況を把握するための監査等に関する事項（委託先の監査等に関する事項を含む。）
- (9) 個人情報の開示請求等があった場合の対応に関する事項

8 個人情報管理責任者は、指定管理者に対し、管理業務に係る個人情報の秘匿性等その内容や量等に
応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、原則として、少なくとも年
1回以上、実地検査により確認するものとする。

9 個人情報管理責任者は、指定管理者において、個人情報の取扱いに係る業務が委託される場合には、
委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、指定管理者を通じて又は自らが前項の
措置を実施するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について委託先が再委託を行う場合以降も
同様とする。

10 個人情報管理責任者は、個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、
労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（サイバーセキュリティに関する対策の基準等）

第35条 市の機関は、個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっ
ては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられ
たサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照ら
して適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

（事故発生時等の対応）

第36条 職員は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、番号法違反のおそれのある事案の発生又は兆候を

把握した場合、事務取扱担当者が取扱要領等に違反している事実又は兆候を把握した場合その他安全管理の上で問題となる事案の発生又は兆候を把握した場合は、直ちに個人情報管理責任者に報告するものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の規定による報告（特定個人情報に係るものを除く。）を受けた場合、直ちに被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、総務部総務法制課長に報告するものとし、総務部総務法制課長は、必要に応じて総務部長及び総括個人情報管理責任者に報告するものとする。この場合において、個人情報管理責任者は、必要な措置を講ずるまでに時間を要する場合は、直ちに事案の概要及びその時点までに講じた措置を報告し、必要な措置を講じた後、遅滞なく当該措置についての報告を行うものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、漏えい等が生じた場合であって法第26条第1項又は法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び法第26条第2項又は法第68条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前2項、第6項及び第7項と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。
- 4 個人情報管理責任者は、法第26条第1項又は法第68条第1項の規定による委員会への報告及び法第26条第2項又は法第68条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずるものとする。
- 5 個人情報管理責任者は、第1項の規定による報告（特定個人情報に係るものに限る。）を受けた場合、直ちに被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるとともに、総務部総務法制課長に報告するものとし、総務部総務法制課長は、総務部長及び総括個人情報管理責任者に報告するものとする。この場合において、個人情報管理責任者は、必要な措置を講ずるまでに時間を要する場合は、直ちに事案の概要及びその時点までに講じた措置を報告し、必要な措置を講じた後、遅滞なく当該措置についての報告を行うものとする。
- 6 前項の場合においては、総務部総務法制課長は法及び番号法に基づき個人情報保護委員会への報告等をするものとし、その他、必要に応じて関係省庁等に個人情報管理責任者が報告するものとする。
- 7 第2項及び第5項の場合においては、個人情報管理責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有するものとする。

（監査責任者）

第37条 総務部長を監査責任者とする。

(監査及び点検の実施)

第38条 監査責任者は、個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括個人情報管理責任者に報告するものとする。

2 個人情報管理責任者は、自ら管理責任を有する個人情報の処理状況、記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を監査責任者に報告するものとする。

3 総括個人情報管理責任者、個人情報管理責任者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第39条 法第87条第1項の規定により市の機関が定める方法は、船橋市情報公開条例施行規則（平成14年船橋市規則第50号）第8条に定める方法による。

(法第123条第3項に規定する市の機関における匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置)

第40条 第6条から第9条、第11条から第32条、第34条（匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）の取扱いを事業として行う場合に限る）、第35条、第36条第1項、第2項及び第7項、第38条の規定は、匿名加工情報について準用する。

(基礎項目評価書に関する補足評価書)

第41条 個人情報管理責任者は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第2条第1号に規定する基礎項目評価書の作成のみが義務付けられる場合において基礎項目評価書を作成し、又は修正するときは、別に定める補足評価書（以下「補足評価書」という。）を作成し、又は修正し、基礎項目評価書に添えて総務部総務法制課長に提出するものとする。

(特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない場合の特例)

第42条 個人情報管理責任者は、市の機関として特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合において、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられないときは、仮に特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる場合において当該特定個人情報保護評価を行うべき時まで補足評価書を作成し、保管するものとする。

2 前項の補足評価書を作成した場合において、個人情報管理責任者は、少なくとも1年ごとに、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日 特定個人情報保護委員会）に規定する「しきい値判断」及び特定個人情報保護評価の義務付けの有無の確認並びに当該補足評価書に記載した内容の見直しを行うものとし、必要に応じ、当該補足評価書に必要な修正を行うものとする。

(個人情報の電子的処理に関する特例)

第43条 個人情報に関して電子的処理を行う場合、当該個人情報の取扱いについては、本要綱を遵守するほか、次の規程等に留意し、個人情報の保護に万全を期すものとする。

- (1) 船橋市情報資産の保護及び管理に関する規程(平成16年船橋市訓令第2号)
- (2) 船橋市情報セキュリティ対策基準

(特定個人情報の取扱いに関する特例)

第44条 特定個人情報の取扱いについては、本要綱を遵守するほか、特定個人情報保護評価書及び第41条に規定する補足評価書の記載内容を遵守し、特定個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する際には、委託先の選定において、市の機関が自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するとともに、当該措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 個人情報管理責任者は、特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の受託事業者が再委託をする際には、委託をする事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。再委託以降の諾否の判断についても同様とする。

(補則)

第45条 この要綱に定めるもののほか、市の機関が行う個人情報保護事務の取扱いについて必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。